

旅客営業規則 新旧対照表

改 定					現 行					備考
旅客営業規則					旅客営業規則					
2018年 4 月 1 日規則第38号					2018年 4 月 1 日規則第38号					
(車内持込み禁止品)					(車内持込み禁止品)					
第 8 条 旅客は、前条の規定にかかわらず、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。					第 8 条 旅客は、前条の規定にかかわらず、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。					
(1) 別表 1 に掲げる危険品(以下「危険品」という。)及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの					(1) 別表 1 に掲げる危険品					
(5) 動物(愛がん用小鳥等で容器に入れたもの、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第16条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬(同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第14条第 1 項にいう政令で定める盲導犬(盲導犬がハーネス(引具)をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。))を除く。)					(5) 動物(愛がん用小鳥等で容器に入れたもの及び身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬を除く。)					
2 前項第 1 号の規定にかかわらず、危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない										
別表 1					別表 1					
品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		品目番号	危険品の品目		適用除外の物品
					物品	重量、数量等				
1	爆発性	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの	1	火薬類	(1) 火薬 イ 黒色火薬 その他硝酸塩を主とする火薬	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。

				そう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの			(2) 液化ガス液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フレオン—12、フレオン—22、液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	(3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの			
			信管		＝			
			火管		＝			
			導爆線		＝			
			雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの	3	マ ツ チ と 軽 火 工 品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。 (1) 安全マッチで容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの (2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの (3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの (4) 信号えん管及び信号火せんで実重量が500グラム以内のもの(5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			火薬又は爆薬を装てんした弾丸類		＝			
			星火を発する榴弾		＝			
			救命索発射器		＝	4	油 紙	(1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のものは、手回

			用ロケット			油 布 類	製品(3) 動植物油脂ろうを 含有するその他の動植物性繊 維	り品として車内に持込むこ とができる。
			煙火	＝				
			がん具煙火	がん具煙火 (おもちゃ 花火、発炎筒 *)、競技用	容器・荷造ともの重 量が1キログラム 以内のもの	5 可 燃 性 液 体	(1) 鉱油原油、揮発油、ツル ベントナフタ、コールター軽 油、ベンゼン(ベンゾール)、 トルエン(トルオール)、キシ レン(キシロール又はザイロー ル)、メタノール(メチルアル コール又は木精)、アルコール (変性アルコールを含む。)、 アセトン、二硫化炭素、酢酸ビ ニルモノマ、エーテル、コロジ オン、クロロシラン、アセトア ルデヒド、パラアルデヒド、ジ ニチルアルミニウム、モノクロ ライド、モノメチルアミン、トリ メチルアミンの水溶液、ジメ チルアミン、ピリジン、酢酸アル ミ、酢酸エチル、酢酸メチル、 ギ酸エチル、プロピルアルコー ル、ビニルメチルエーテル、臭 化エチル(エチルプロマイド)、 酢酸ブチル、アルミアルコー ル、ブタノール(ブチルアルコー ル)、フーゼル油、松根油、 テレピン油(松精油)灯油(石 油)、軽油(ガス油)、重油(バン カー油、ディーゼル重油)、 その他の可燃性液体及びその 製品 (2) ニトロベンゼン(ニトロ ベンゾール)(3) ニトロトル	日常の用途に使用する小売 店等で通常購入可能な可燃 性液体を含む製品(揮発油等 の可燃性液体そのものは除 く。)で、2リットル以内の もの又は容器・荷造ともの重 量が2キログラム以内のも のは手回り品として持込む ことができる。ただし、中身 が漏れることを防ぐための 適当な方法で保護してある ものに限る。
		競技用紙雷管 (大形紙雷管 を含む。)	紙雷管及び その他のが ん具用軽火 工品					
		導火線	導火線又は	容器・荷造ともの重 量が3キログラム 以内のもの				
		電気導火線	電気導火線					
		その他の火工 品	＝					
	そ の 他	その他、火薬 類取締法(昭 和25年法律第 149号)で定め る火薬類	＝					
そ の 他 爆 発 性 の 物	＝	ニトログリセ リン	狭心症用舌 下錠*	容器・荷造ともの重 量が2キログラム 以内のもの				
	＝	ニトロセルロ ーズ	ラッカース プレー*					
	＝	過酸化ベンゾ イル	ニキビ治療 薬*	容器・荷造ともの重 量が3キログラム 以内のもの				
	＝	ジニトロベン ゼン	＝					

			二	<u>ジニトロナフタリン</u>	二					
			二	<u>ジニトロトルエン</u>	二					
			二	<u>ジニトロフェノール</u>	二					
			二	<u>ニトログリコール</u>	二					
			二	<u>トリニトロベンゼン</u>	二					
			二	<u>トリニトロトルエン</u>	二					
			二	<u>ピクリン酸</u>	二					
			二	<u>過酢酸</u>	二					
			二	<u>メチルエチルケトン過酸化物</u>	二					
			二	<u>アジ化ナトリウム</u>	二					
			二	<u>その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目</u>	二					
			二	<u>安全マッチ</u>	<u>安全マッチ</u>	<u>容器・荷造ともの重量が3キログラム</u>				
			2	発火	マッチ	二	<u>安全マッチ</u>	<u>安全マッチ</u>	<u>容器・荷造ともの重量が3キログラム</u>	
						6	可燃性固体	二		
						7	吸温発熱物	二		
						8	酸類	二		
				<u>エン（ニトロトルオール）</u>						
				<u>金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る。）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品</u>		<u>日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持込むことができる。</u>				
				<u>ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイト（炭化カルシウム）</u>		<u>乾燥した状態のカーバイトで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持込むことができる。</u>				
				<u>（1） 強酸類</u> <u>硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフリンを含む。）、沸化水素酸（2） 薬液を入れた鉛蓄電池</u>		<u>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。</u> <u>（1） 酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの（2） 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの</u>				

性 の 物				以内のもの	酸化腐し よく 剤	9	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスルホクロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。 （1） 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの（2） 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
		＝	硫化リンマッチ	＝				
		＝	黄リンマッチ	＝				
	その他発火性の物	＝	セルロイド類	ペン、眼鏡*			実重量が300グラム以内のもの	
		＝	金属カリウム	＝				
		＝	金属リチウム	＝				
		＝	金属ナトリウム（金属ソーダ）	＝				
		＝	カリウムアマルガム	＝				
		＝	ナトリウムアマルガム	＝				
		＝	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	＝				
		＝	アルミニウム粉	＝				
		＝	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	＝				
		＝	黄リン	＝				
		＝	硫化リン	＝				
		＝	赤りん	＝				
					10	揮散性毒物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。 （1） クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの（2） 揮散性毒物のうち試

		<u>ノール、除菌 スプレー *</u>	
<u>二</u>	<u>酢酸</u>	<u>食用酢酸、掃 除用酢酸、農 業用酢酸 *</u>	<u>2リットル以内又 は容器・荷造との 重量が2キログラ ム以内のもの</u>
<u>二</u>	<u>鉱油原油</u>	<u>皮膚の保護 剤、保湿剤、 化粧品（ロー ション、クリ ーム等） *</u>	
<u>二</u>	<u>揮発油</u>		<u>二</u>
<u>二</u>	<u>ソルベントナ フタ</u>		<u>二</u>
<u>二</u>	<u>コールタール 軽油</u>		<u>二</u>
<u>二</u>	<u>ベンゼン（ベ ンゾール）</u>		<u>二</u>
<u>二</u>	<u>トルエン（ト ルオール）</u>		<u>二</u>
<u>二</u>	<u>キシレン（キ シロール又は ザイロール）</u>		<u>二</u>
<u>二</u>	<u>アルコール （変性アルコ ールを含む。）</u>		<u>二</u>
<u>二</u>	<u>二硫化炭素</u>		<u>二</u>
<u>二</u>	<u>酢酸ビニルモ ノマ</u>		<u>二</u>
<u>二</u>	<u>エーテル</u>		<u>二</u>

＝	<u>クロロシラン</u>	＝
＝	<u>アセトアルデ ヒド</u>	＝
＝	<u>パラアルデヒ ド</u>	＝
＝	<u>ジエチルアル ミニウム</u>	＝
＝	<u>モノメチルア ミン</u>	＝
＝	<u>トリメチルア ミンの水溶液</u>	＝
＝	<u>ジメチルアミ ン</u>	＝
＝	<u>ピリジン</u>	＝
＝	<u>酢酸アルミ</u>	＝
＝	<u>酢酸エチル</u>	＝
＝	<u>酢酸メチル</u>	＝
＝	<u>義酸エチル</u>	＝
＝	<u>プロピルアル コール</u>	＝
＝	<u>ビニルメチル エーテル</u>	＝
＝	<u>臭化エチル (エチルプロ マイド)</u>	＝
＝	<u>酢酸ブチル</u>	＝
＝	<u>フーゼル油</u>	＝

			二	灯油（石油）	二
			二	軽油（ガス油）	二
			二	重油（バンカ ー油、ディー ゼル重油）	二
			二	ガソリン	二
			二	ニトロベンゼ ン（ニトロベ ンゾール）	二
			二	ニトロトルエ ン（ニトロト ルオール）	二
			二	エチルエーテ ル	二
			二	酸化プロピレ ン	二
			二	ノルマルヘキ サン	二
			二	エチレンオキ シド	二
			二	酢酸ノルマル ーペンチル	二
			二	イソペンチル アルコール	二
			二	メチルエチル ケトン	二
	その 他	二	二	その他の引火 性の物及びそ ペンキ*	2リットル以内又 は容器・荷造ともの

				<u>の製品</u>		<u>重量が2キログラム以内のもの</u>
<u>4</u>	<u>可燃性のガス</u>	<u>高圧ガス</u>	<u>圧縮ガス</u>	<u>酸素ガス</u>	<u>酸素ボンベ、酸素缶*</u>	<u>医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの</u>
				<u>炭酸ガス（二酸化炭素）</u>	<u>消火器</u>	<u>消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの</u>
					<u>炭酸ガスカートリッジ*</u>	<u>2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの</u>
				<u>天然ガス</u>	<u>プロパンガス*</u>	
				<u>水素ガス</u>	<u>水素ガス吸入器*</u>	
				<u>窒素ガス</u>	<u>窒素ガスボンベ*</u>	
				<u>オゾン</u>	<u>オゾン発生器*</u>	
				<u>ヘリウム</u>	<u>ヘリウムガス*</u>	
				<u>ネオンガス</u>	<u>ネオン管*</u>	
				<u>アセチレンガス</u>	<u>＝</u>	
				<u>硫化水素ガス</u>	<u>＝</u>	
				<u>一酸化炭素ガス</u>	<u>＝</u>	

				<u>石炭ガス</u>	＝	
				<u>水性ガス</u>	＝	
				<u>空気ガス</u>	＝	
				<u>アンモニアガス</u>	＝	
				<u>塩素ガス</u>	＝	
				<u>亜酸化窒素ガス（笑気ガス）</u>	＝	
				<u>ホスゲンガス</u>	＝	
				<u>アルゴン</u>	＝	
				<u>エタン</u>	＝	
				<u>エチレン</u>	＝	
				<u>メタン</u>	＝	
				<u>その他の圧縮ガス及びその製品</u>	＝	
			<u>液化ガス</u>	<u>液体炭酸</u>	<u>消火器</u>	<u>消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの</u>
				<u>液化プロパン</u>	<u>プロパンガス＊</u>	<u>2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの</u>
				<u>フレオンー12</u>	<u>エアゾール噴射剤、エアコンガス＊</u>	
				<u>フレオンー22</u>	<u>エアゾール噴射剤、エアコンガス＊</u>	

				<u>ブタン</u>	<u>ライター、カ セットガス ボンベ*</u>
				<u>液体空気</u>	＝
				<u>液体窒素</u>	＝
				<u>液体酸素</u>	＝
				<u>液体アンモニ ア</u>	＝
				<u>液体塩素</u>	＝
				<u>液体亜硫酸</u>	＝
				<u>液化シアン化 水素（液体青 酸）</u>	＝
				<u>塩化エチル</u>	＝
				<u>塩化メチル （メチルクロ ライド）</u>	＝
				<u>液化酸化エチ レン</u>	＝
				<u>塩化ビニルモ ノマ</u>	＝
				<u>液体メタン</u>	＝
				<u>その他の液化 ガス及びその 製品</u>	＝
<u>5</u>	<u>酸 化 性</u>	<u>塩素 酸塩 類</u>	<u>＝</u>	<u>塩素酸ナトリ ウム（塩素酸 ソーダ）</u>	＝

の 物		＝	<u>塩素酸カリウム</u>	＝
		＝	<u>塩素酸バリウム（塩酸バリウム）</u>	＝
		＝	<u>塩素酸カルシウム</u>	＝
		＝	<u>塩素酸ストロンチウム</u>	＝
		＝	<u>塩素酸アンモニウム</u>	＝
		＝	<u>その他の塩素酸塩類</u>	＝
	<u>過塩素酸塩類</u>	＝	<u>過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）</u>	＝
		＝	<u>過塩素酸カリウム</u>	＝
		＝	<u>過塩素酸ナトリウム</u>	＝
		＝	<u>その他の過塩素酸塩類</u>	＝
	<u>過酸化物</u>	＝	<u>過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）</u>	＝
		＝	<u>過酸化カルシウム</u>	＝
		＝	<u>過酸化マグネ</u>	＝

		<u>シウム</u>		
	<u>＝</u>	<u>過酸化バリウ</u> <u>ム</u>		<u>＝</u>
	<u>＝</u>	<u>過酸化亜鉛</u>		<u>＝</u>
	<u>＝</u>	<u>過酸化カリウ</u> <u>ム</u>		<u>＝</u>
	<u>＝</u>	<u>その他の無機</u> <u>過酸化物</u>		<u>＝</u>
<u>硝酸</u> <u>塩類</u>	<u>＝</u>	<u>硝石（硝酸カ</u> <u>リウム）</u>	<u>肥料＊</u>	<u>容器・荷造との重</u> <u>量が２キログラム</u> <u>以内のもの</u>
	<u>＝</u>	<u>硝酸アンモニ</u> <u>ウム（硝酸ア</u> <u>ンモン又は硝</u> <u>安）</u>		<u>＝</u>
	<u>＝</u>	<u>硝酸ナトリウ</u> <u>ム</u>		<u>＝</u>
	<u>＝</u>	<u>その他の硝酸</u> <u>塩類</u>		<u>＝</u>
<u>亜塩</u> <u>素酸</u> <u>塩類</u>	<u>＝</u>	<u>亜塩素酸ナト</u> <u>リウム</u>	<u>漂白剤＊</u>	<u>密閉した容器に収</u> <u>納し、且つ、破損す</u> <u>るおそれのないよ</u> <u>う荷造した0.5リッ</u> <u>トル以内のもの</u>
	<u>＝</u>	<u>その他の亜塩</u> <u>素酸塩類</u>		<u>＝</u>
<u>次亜</u> <u>塩素</u> <u>酸塩</u>	<u>＝</u>	<u>晒粉（次亜塩</u> <u>素酸カルシウ</u> <u>ム）</u>		<u>＝</u>

		類	＝	<u>その他の次亜塩素酸塩類</u>	＝	
		<u>その他酸化性の物</u>	＝	<u>過硫酸アンモニウム</u>	＝	
			＝	<u>過硫酸カリウム</u>	＝	
			＝	<u>過硫酸ナトリウム</u>	＝	
			＝	<u>三酸化クローム（無水クロム酸）</u>	＝	
			＝	<u>その他の酸化性の物及び製品</u>	＝	
<u>6</u>	<u>放射性の物</u>	<u>放射性物質等</u>	＝	<u>放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの</u>	＝	
<u>7</u>	<u>その他危険物</u>	<u>毒物・劇物</u>	＝	<u>硫酸</u>	<u>バッテリー液*</u>	<u>密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの</u>
			＝	<u>塩酸</u>	<u>トイレ用強力洗剤*</u>	
			＝	<u>硝酸</u>		＝
			＝	<u>塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）</u>		＝

		＝	<u>沸化水素酸</u>		＝
		＝	<u>硫酸ジメチル (ジメチル硫酸)</u>		＝
		＝	<u>フェロシリコン</u>		＝
		＝	<u>塩化硫黄</u>		＝
		＝	<u>クロルピクリン</u>		＝
		＝	<u>四エチル鉛</u>		＝
		＝	<u>クロロホルム</u>		＝
		＝	<u>臭素(ブロム)</u>		＝
		＝	<u>ホルマリン</u>		＝
		＝	<u>その他、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物</u>		＝
		＝	<u>その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)</u>	<u>バッテリー*</u>	<u>薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの</u>
	<u>農薬</u>	＝	<u>硫黄剤</u>	<u>農薬取締法</u>	<u>拡散用高压容器に</u>

		＝	除虫菊剤	(昭和23年 法律第82号) の適用を受 ける農薬	封入した農薬で2 本以内のもの
			燐剤		
			D N 剤		
			燻蒸剤		
			殺鼠剤		
			除草剤		
			展着剤		
			銅剤		
			水銀剤		
			ホルマリン剤		
			ジネブ剤		
			石灰剤		
			砒素剤		
			ニコチン剤		
			デリス剤		
			B H C 剤		
			D D T 剤		
			鉱油剤		
			＝		
			その他、農薬 取締法（昭和 23年法律第82 号）の適用を 受けるもの		
その 他危	＝	＝	生石灰（酸化 カルシウム）	乾燥剤＊	破損する恐れのない 容器に密閉した

地方公共団体発行割引証等取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
地方公共団体発行割引証等取扱規則 2018年4月1日規則第40号 (敬老優待乗車証被交付者に対する取扱い) 第14条 敬老優待乗車証の交付を受けた者(以下「敬老優待乗車証被交付者」という。)には、当社線の乗車について無賃の取扱いをする。 2 敬老優待乗車証条例第3条に定める乗車ごとの負担は、敬老優待乗車証のIC証票規則第3条第3号のプリペイド機能を利用して支払うものとする。<u>なお、当社線と大阪シティバス株式会社の指定する乗合自動車の路線(以下「シティバス線」という。)を連絡して乗車する場合、当社線とシティバス線の乗車を合わせて1乗車として取り扱う。</u> (乗車料金割引証による運賃及び料金の取扱い) 第19条 乗車料金割引証の交付を受けた者に対しては、同割引証の提示により、次の運賃及び料金について割引を行う。 (2) 当社線とシティバス線との連絡運輸 普通運賃、定期運賃及び料金 <u>附 則</u> <u>この規則は、2025年4月1日から施行する。</u>	地方公共団体発行割引証等取扱規則 2018年4月1日規則第40号 (敬老優待乗車証被交付者に対する取扱い) 第14条 敬老優待乗車証の交付を受けた者(以下「敬老優待乗車証被交付者」という。)には、当社線の乗車について無賃の取扱いをする。 2 敬老優待乗車証条例第3条に定める乗車ごとの負担は、敬老優待乗車証のIC証票規則第3条第3号のプリペイド機能を利用して支払うものとする。 (乗車料金割引証による運賃及び料金の取扱い) 第19条 乗車料金割引証の交付を受けた者に対しては、同割引証の提示により、次の運賃及び料金について割引を行う。 (2) 当社線と<u>大阪シティバス株式会社(以下「シティバス」という。)の指定する自動車線(以下「シティバス線」という。)</u>との連絡運輸 普通運賃、定期運賃及び料金	

I C証票取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備考
I C証票取扱規則 2018年4月1日規則第41号 (入場及び出場に伴う使用方法) 第16条 I C証票を所持する旅客は、次に定めるところによりI C証票を使用することができる。 (2) 当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合におけるI C証票の使用 <u>I C証票は、当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合に、自動改札機による改札を受けて入場し、乗車した列車が接続駅を越えて当社線に乗り入れ又は社局線へ乗り出したことをもってI C証票での入場又は出場とみなし、当該乗車区間に有効な連絡普通券として使用することができる。</u> (適用運賃) 第17条 I C証票の使用時に適用される運賃及び料金(以下「適用運賃」という。)は、次に定めるところとする。ただし、第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引I Cカードの適用運賃は、身障等割引規則及び地方公共団体割引規則に定めるところによる。	I C証票取扱規則 2018年4月1日規則第41号 (入場及び出場に伴う使用方法) 第16条 I C証票を所持する旅客は、次に定めるところによりI C証票を使用することができる。 <u>(2) 当社線と大阪シティバス株式会社(以下「シティバス」という。)の指定する乗合自動車の路線(以下「シティバス線」という。)を連絡して乗車する場合におけるI C証票の使用</u> <u>I C証票は、当社線とシティバス線を連絡して乗車する場合に、有効な連絡普通券として使用することができる。</u> (3) 当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合におけるI C証票の使用 当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合におけるI C証票の使用及び適用される運賃及び料金については、<u>入場駅において自動改札機による改札を受け、乗車した列車が接続駅を越えて当社線に乗り入れ又は社局線へ乗り出したことをもってI C証票での入場又は出場とみなし、第2号の規定を準用する。</u> (適用運賃) 第17条 I C証票の使用時に適用される運賃及び料金(以下「適用運賃」という。)は、次に定めるところとする。ただし、第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引I Cカードの適用運賃は、身障等割引規則及び地方公共団体割引規則に定めるところによる。 <u>(2) 当社線とシティバス線を連絡して乗車する場合における適用運賃</u> <u>I C証票で乗車した順序に基づき、大阪シティバス株式会社</u>	

(2) 当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合における適用運賃

(マイスタイル運賃)

第32条 マイスタイル運賃は、ポストペイ運賃のうち、当社線を利用した運賃及び料金の総額について特定利用とそれ以外の利用（以下「特定外利用」という。）に区分のうえ、割引を適用した金額を合算したもの（第34条に定めるものを除く。）をいい、次に定める方法で算出する。

(マイスタイル運賃の適用と特定利用)

第33条 マイスタイル運賃は、ポストペイ式IC証票の発行を受けた旅客が、第37条に定める方法により、当社線の任意の2駅又は大阪シティバス株式会社の指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）の全線若しくはその双方を選択し、登録を行った場合に適用する。ただし、旅客営業規則第49条において同一の号に掲げる駅から2駅を選択することはできない。

(運賃及び料金相当額の減額)

第40条 プリペイド式IC証票を第16条の方法で使用する場合は、降車時又は出場時に当該乗車にかかる運賃及び料金相当額を当該IC証票のSFから減額するものとする。

との連絡運輸規則（以下「地下バス連絡規則」という。）第12条第1号に定める運賃及び同規則第12条の2に定める料金（特割大人を除く。）

(3) 当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合における適用運賃

(マイスタイル運賃)

第32条 マイスタイル運賃は、ポストペイ運賃のうち、当社線を利用した運賃及び料金の総額について特定利用とそれ以外の利用（以下「特定外利用」という。）に区分のうえ、割引を適用した金額を合算したもの（第34条に定めるものを除く。）をいい、次に定める方法で算出する。

(3) 当社線とシティバス線を連絡して乗車し第16条第2号に規定する運賃及び料金が適用される場合で、当該乗車のうち当社線の区間又はシティバス線の区間の一方のみが特定利用の対象となるときは、乗車した順序に基づき、先に乗車した当社線の運賃及び料金又はシティバス線の運賃と、同条第2号に規定する運賃及び料金と先に乗車した当社線の運賃及び料金又はシティバス線の運賃の差額に分割して計算する。

(マイスタイル運賃の適用と特定利用)

第33条 マイスタイル運賃は、ポストペイ式IC証票の発行を受けた旅客が、第37条に定める方法により、当社線の任意の2駅又はシティバス線の全線若しくはその双方を選択し、登録を行った場合に適用する。ただし、旅客営業規則第49条において同一の号に掲げる駅から2駅を選択することはできない。

(運賃及び料金相当額の減額)

第40条 プリペイド式IC証票を第16条の方法で使用する場合は、降車時又は出場時に当該乗車にかかる運賃及び料金相当額を当該IC証票のSFから減額するものとする。

4 第16条第2号に規定する当社線とシティバス線とを連絡して乗

<u>4</u> 第2項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、第1項に定める取扱いを行うことがある。 <u>5</u> I C O C A 定期券を券面表示の通用期間前若しくは通用期間の満了日の翌日以降に使用する場合は第1項に定める取扱いを行う。 <u>附 則</u> <u>この規則は、2025年4月1日から施行する。</u>	<u>車する場合で、当社線において券面表示区間外の駅相互間乗車を行い、第1項により別途乗車として取扱う場合、別途乗車区間と券面表示区間を合わせて、当社線の1乗車として取扱う。</u> <u>5</u> 第2項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、第1項に定める取扱いを行うことがある。 <u>6</u> I C O C A 定期券を券面表示の通用期間前若しくは通用期間の満了日の翌日以降に使用する場合は第1項に定める取扱いを行う。
---	---